

不利益処分の処分基準

処 分 名		過料（罰則）		
根拠例規及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 54 条		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	詐欺その他の不正行為の認定は、個別具体的に判断するものとする。 条例第 54 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃又は敷金の全部若しくは一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
	備 考			